

(保 202)
平成 28 年 3 月 25 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

入院時食事療養費における標準負担額の見直しにかかる
周知用ポスターの送付について

平成 28 年 2 月 24 日付け日医発第 1089 号（保 174）「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布等について（食事療養標準負担額等の改正）」等により、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について、原則食費として 1 食につき 260 円とされていた自己負担額が、平成 28 年 4 月 1 日より 360 円（平成 30 年 4 月 1 日からは 460 円）に引き上げられること等について、ご連絡申し上げてきたところであります。

今般、厚生労働省において、別添のとおり、周知用のポスターが作成されましたのでご連絡申し上げます。

当該ポスターは、厚生労働省のホームページに掲載され、各医療機関においてダウンロードのうえ印刷してご利用いただくようになっております。

また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム「医療保険」のページにも掲載し、ポスターのダウンロードを可能にいたしますので、あわせてご活用いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

入院時食事療養費における標準負担額の見直しにかかる周知用ポスターの
送付について

（平 28. 3. 23 事務連絡 厚生労働省保険局保険課）

事 務 連 絡
平成28年3月23日

関係団体 御中

厚生労働省保険局保険課

入院時食事療養費における標準負担額の見直しにかかる
周知用ポスターの送付について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成28年4月1日より、入院時食事療養費における標準負担額が段階的に見直されることに伴い、別添のポスターを作成いたしましたので、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

なお、ポスターは下記の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、関係者各位においてダウンロードの上印刷していただき、適宜御利用くださいますよう、併せて周知願います。

記

厚生労働省ホームページ

『平成28年4月から 入院時の食費の負担額が変わります』

(URLは以下のとおり)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117203.html>

上記ページの中の、『平成28年4月1日から入院時の食費の負担額が変わり、新たに調理費の負担が追加されます』に、PDF及びPowerPoint形式で掲載しております。

(関係団体一覧)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康福祉機構本部 御中

平成28年4月1日から 入院時の食費の負担額が変わり、 新たに調理費の負担が追加されます

- ・平成28年4月1日から、入院時の食事代について、健康保険法等の規定に基づき、これまでの食材費相当額に加え、新たに調理費相当額を段階的にご負担いただくこととなりました。
- ・ただし、住民税非課税世帯の方や、指定難病、小児慢性特定疾病の患者の方などの負担額は据え置かれます。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区分		平成28年 3月31日まで	平成28年 4月1日から	平成30年 4月1日から
①	一般の方	260円	→ 360円	→ 460円
②	住民税非課税 の世帯に属す る方(③を除く)	210円	負担額の引き上げは行いません	
③	②のうち、所得 が一定基準に 満たない方など	100円	負担額の引き上げは行いません	

※ ②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口へ提出してください。
負担額が上表中の金額に減額又は据え置かれます。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合)までお問い合わせください。